

# 倉敷〇〇の会 会則

(名称)

第1条 本会は、倉敷〇〇の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  
(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
(3) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
(4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
(5) その他、本会の目的を達成するために必要な作業

(役員)

第4条 本会に次の役員を置き、会員の互選によってこれを定める。  
(1) 会 長 〇名  
(2) 副会長 〇名  
(3) 会 計 〇名  
(4) 監 事 〇名

(職務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
3 会計は、本会の会計事務を処理する。  
4 監事は、本会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第6条 役員任期は、〇年とし、再任を妨げない。  
2 役員に欠員が生じた場合は役員会で推薦し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間をもってあてる。

(会議)

第7条 会議は、総会及び役員会とする。  
2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(開催)

第8条 総会は、年〇回開催する。

2 役員会は必要に応じて開催する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、倉敷市〇〇〇〇に置く。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、参加者負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。